

公益財団法人 アガペ財団  
令和7年度 奨学生募集要項

## 1. 趣 旨

公益財団法人アガペ財団（以下「当財団」という）は、兵庫県内の高等学校を卒業し、国内大学の医学部及び看護学部へ進学する優秀な生徒に対して奨学金援助を行うことにより、将来、医療に貢献する有用な人材を育成し、兵庫県の教育水準の向上及び人材の育成に寄与することを目的としています。

## 2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、原則として返済の義務はありません
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします

## 3. 奨学生の応募資格

当財団の奨学生となる者は、以下の各号の全てに該当する者とします。

- (1) 兵庫県内の高等学校に在籍する最終学年の者
- (2) 向学心が高く、将来、医療に貢献する意志を持って医学部及び看護学部に進学しようとする者
- (3) 経済的に裕福とは言い難い者

- ※ 他の奨学金制度を利用する予定の者であっても、応募資格を有するものとします
- ※ 奨学生として選考された方が大学に進学しなかった場合には、その資格を喪失します
- ※ 看護学部への進学者については、世帯年収 800 万円以下の者とする

## 4. 採用人数

令和7年度の奨学生募集は、医学部3名、看護学部6名の合計9名とする。

- ※ 補欠として数名の採用を予定しています
- ※ 補欠として採用された者は、奨学生が奨学生の資格を喪失した場合及び奨学生から辞退があった場合にのみ採用されます

## 5. 奨学金の額と給付の方法

- (1) 給付金額・・・・・医学部奨学金月額 4 万円、看護学部奨学金月額 2 万円
- (2) 給付の期間・・・・医 学 部：正規の最短修学年数 6 年支給  
看護学部：正規の最短就学年数 4 年支給
- (3) 給付の方法・・・・奨学金の送金は、3 カ月毎の一定日に交付するものとします  
4~6 月分は 6 月 15 日  
7~9 月分は 9 月 15 日  
10~12 月分は 12 月 15 日  
1~3 月分は 3 月 15 日  
※金融機関が休日のときは前日、送金日以降入金確認が来ない場合は、すぐに当財団事務局まで連絡してください。

## 6. 奨学金の休止又は廃止事由

- (1) 休学、あるいは長期に欠席するとき
- (2) 留学したとき
- (3) 留年したとき ※
- (4) 退学したとき
- (5) 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
- (6) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (7) 奨学金を必要としなくなったとき
- (8) 上記の他、奨学生として適当でない事実があったとき  
※ 留年したときに奨学金を休止しますが、留年後に進級したときは奨学金の給付を再開します。

## 7. 手 続

- (1) 必要書類
  - ① 願書
  - ② 成績証明書(直近のもので結構です)
  - ③ 校長の推薦書
  - ④ 所得を証明する資料(世帯主及びその配偶者)
  - ⑤ 作文(800 字以内)： テーマ  
「医療の道を志した理由及び、将来の自分像について努力していること」  
※作文の書式及び記載方法(word・手書き)については任意と致します

(2) 提出方法

各高等学校から財団宛（下記「提出先」）に郵送して下さい。  
郵送の際には特定記録、簡易書留、書留郵便等送付の履歴が確認できる方法でお  
送り下さい。

(3) 提出期限

令和 8 年 2 月末日（財団必着）

(4) 提出先（連絡先）

〒662-0001

兵庫県西宮市甲山町 53 番地 4

公益財団法人 アガペ財団 事務局

(5) 問い合わせ先

下記メールアドレスにご連絡ください。

agape-zaidan@poem.ocn.ne.jp

## 8. 奨学生の決定

- (1) 奨学生の決定は、当財団の選考委員会の選考を経て代表理事が行い、その結果を各  
高等学校に通知します。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

## 9. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 進級時、進級証明書を提出すること。
- (2) 卒業時、卒業証明書、卒業報告書を提出すること。
- (3) 下記の場合、当財団へ届け出ること。
  - ①休学するとき
  - ②復学するとき
  - ③大学より停学処分を受けたとき
  - ④退学するとき
  - ⑤最短修学年限で卒業できないことが確定したとき
  - ⑥他の大学や学部に編入することが決まったとき
  - ⑦当財団に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）  
に変更があったとき

その他、当財団が必要あると判断した書類の提出をしなければなりません。